

怪しい副業サイトや転売ビジネスのトラブル

【問】SNSを通じて知り合った相手から、「チャットで話し相手になるだけで高額な報酬が得られる」と案内されて副業サイトに登録し、男性を紹介された。その男性と何度かチャットで話し、いざ報酬を受け取るとなった際、「手続きのために費用が必要。コンビニでギフトカードを購入して番号を教えるように」と言われた。指示どおりに3000円のギフトカードをコンビニで購入して支払ったが、さらに1万円分購入すると言われたので不審に思い、「もう支払えない」と伝えたところ、サイトとも男性とも連絡が取れなくなった。返金はあきらめるが、同様の相談があれば教えて欲しい。（30歳代女性）

～手数料や登録料に注意～

【答】全国の消費生活センターには、こういった副業に関する相談が多く寄せられています。ご質問のように、「話し相手や悩み事の相談に乗れば報酬が得られる」と言われてウェブサイトに登録したところ、「手続きのために手数料が必要」と言われて高額な支払いをしたといった相談や、最近では、「誰でも簡単に稼げる」というインターネットの広告を見て問い合わせたところ、「転売ビジネスのノウハウを教える」と勧誘され、借金までして契約したが、広告に記載されているほどは稼げなかった、といった相談があります。

この転売ビジネスの流れは、①ネット広告、SNS、友人の紹介等をきっかけに転売ビジネスを知る②ビジネスを始めるための高額な費用（サポート料やコンサルティング料などの名目）を事業者を支払う③事業者から指定された通販サイトや海外の通販サイトから商品を仕入れる（商品購入代金は消費者の負担）④フリマサイトやネットオークション等に仕入れた商品を出品する⑤④の商品の購入者がいれば、仕入れ価格と販売価格の差額が利益となる—というものです。

ところが、広告では「簡単に高収入が得られる」と宣伝しながら、実際はインターネット上で販売されている商品の価格に、フリマサイトやネットオークション等の出品手数料と利益を上乗せした価格で出品するため、商品がほとんど売れることはなく、「ネット広告や事業者の説明どおりにやっても、もうからなかった」「十分なサポートが提供されなかったので、事業者に返金や解約を求めたが応じてもらえなかった」「解約を申し出た途端、事業者と連絡が取れなくなった」等の事例がみられます。

これらの副業や転売ビジネスに対するトラブルを防止するために、以下の点に注意して下さい。

副業を始めるため、もしくは、報酬を得る条件として、先に多額の費用の支払いを求められる場合は「要注意」です。また、事業者から「すぐに元が取れる」「手厚い個別サポートがある」「もうからなくても返金保証がある」などと説明されても、安易に信用せず、必要がなければ「契約したくない」ときっぱり断りましょう。

「お金がない」ことを理由に断ると、事業者からクレジットカードでの支払いや借金をするよう勧められ、勧誘を断り切れなくなってしまう場合がありますので、契約しない意思を明確に伝えるようにしましょう。

筆者ひとこと

事業者とトラブルになった場合は、早めに最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

ただし、事業者と連絡がつかなくなった場合、返金を受けるのは極めて困難となります。「簡単にもうかる」などの広告や、友人などからのうまい話は、鵜呑（うの）みにしないようにしましょう。

(県消費生活センター)